

大網白里市コミュニティバス広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大網白里市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、大網白里市有料広告掲載要綱（平成23年告示第3号。以下「有料広告掲載要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、コミュニティバスの車内及び車体並びに運行時刻表とし、広告を掲載するコミュニティバスの乗車定員、運行区域及び台数は、別表第1のとおりとする。

(広告の掲載位置及び規格)

第3条 広告の掲載位置及び規格は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(広告掲載期間)

第4条 車内及び車体に掲載する広告の掲載期間は、当該広告の掲載を開始した日の属する年度を超えない範囲で、1か月を単位とし、最大12か月とする。ただし、再掲載を妨げない。

2 前項の場合において、掲載を開始した日が月の途中であるときは、当該月を1か月とみなす。

3 広告の掲載期間中の場合であっても、コミュニティバスの車両の点検等で予備車両を使用する間は、当該予備車両への広告の掲載はしないものとする。

4 運行時刻表に掲載する広告の掲載期間は、ダイヤ等の変更による新たな運行時刻表が作成されたこと又は当該広告が印字された運行時刻表が全て配布されたことにより、当該広告が印字された運行時刻表の配布が終了するまでの期間とする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、市広報紙及び市ホームページで周知の上、期間を定めて行うものとする。ただし、当該期間の募集により広告掲載が決定しない枠が生じたとき、又は第7条の規定により許可された広告掲載期間より前に広告の掲載を終了したときは、募集期間終了後も随時広告掲載の申込みを受け

付けることができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、有料広告掲載要綱第7条第1項の規定により、大網白里市コミュニティバス広告掲載申込書(別記第1号様式)に同項に規定する添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 有料広告掲載要綱第7条第2項の規定にかかわらず、広告掲載の申込みは、広告掲載を希望する月の前々月の末日までに行うものとする。ただし、市の実施する事業等に関連する広告掲載の場合については、この限りでない。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、有料広告掲載要綱第8条第1項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、大網白里市コミュニティバス広告掲載可否決定通知書(別記第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告の掲載料は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる広告の掲載については、当該掲載料を無償とすることができる。

(1) 国、地方公共団体その他の公共団体が申込者であるもの

(2) 自治会その他の公共的団体が開催する行事等の情報に関するもの

3 前項の場合における広告の掲載は、掲載できる枠、期間等を市長が広告主に指示するものとする。

(広告主の責任)

第9条 広告主は、広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、有料広告掲載要綱第15条第1項の規定により広告掲載を取り消したときは、大網白里市コミュニティバス広告掲載許可取消通知書

(別記第3号様式)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載の中止)

第11条 広告主は、自己の都合により広告掲載を中止するときは、大網白里市コミュニティバス広告掲載中止申出書(別記第4号様式)により、中止を希望する日の1か月前までに市長に申し出なければならない。

(費用負担)

第12条 広告物の作成並びに広告物の取付及び貼付作業に係る費用は、広告主の負担とする。

2 広告掲載期間が終了したとき、掲載を取り消したとき、又は掲載を中止したときの広告物の撤去費用及び処分費用は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告物の撤去作業において、広告物の素材等に起因する車両の外装等の塗装の剥離その他の損傷が生じたときは、広告主の負担において原状に復さなければならない。

4 広告掲載期間中に市及び運行事業者の責に帰する理由で、広告物に破損等が生じたときは、市の負担において原状回復を行わなければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 有料広告掲載要綱第17条第1項の規定により返還する広告掲載料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 掲載期間開始前 既納の額の全額

(2) 掲載期間開始後 既納の額のうち、掲載ができない期間を掲載期間で除した率で按分した額

2 前項の規定により算定した金額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

3 市長は、有料広告掲載要綱第17条第1項の規定により広告掲載料を返還するときは、大網白里市コミュニティバス広告掲載料返還決定通知書(別記第5号様式)により、広告主に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた広告主は、広告掲載料の返還を受けようとするときは、大網白里市コミュニティバス広告掲載料返還請求書(別記第6号様式)により、市長に請求しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第2条）

広告を掲載するコミュニティバスの乗車定員、運行区域及び台数

| 番号 | 乗車定員 | 運行地区 | 台数 |
|----|------|--------------|----|
| ① | 35人 | 大網地区 増穂地区 | 1台 |
| ② | 10人 | 大網地区 白里地区 | 1台 |

別表第2（第3条及び第8条）

広告掲載位置、規格、広告掲載料（番号①）

| 広告掲載位置 | 掲載方法 | 規格 | 広告掲載料 |
|---------------------------|--------------------------|-----------------------------|------------------------------------|
| 運転手後背部 掲示板 (1か所) | 枠内に紙類を掲示 | B3横 縦364mm×横515mm 以内 | 月額2,000円 |
| 車内窓上 (5か所) | 枠内に紙類を掲示 | B3横 縦364mm×横515mm 以内 | 1か所につき 月額1,000円 |
| 車内側面 ガラス (2か所) | ワンウェイシート 貼付 | バス運行の支障にな らないものであれば 可 | 1か所につき 月額500円 |
| 車両右側面 (1か所) | 枠内に看板を掲示 | 縦450mm×横1,200 mm | 月額7,000円 |
| 車両左側面 (1か所) | 特殊フィルム貼付 | 縦500mm×横900mm 以内 | 月額5,000円 |
| 車両後部 (1か所) | 特殊フィルム貼付 | バス運行の支障にな らないものであれば 可 | 月額3,000円 |
| 乗車入口及び 降車出口付近 (2か所) | チラシの配架 (1回100枚ま で) | A4縦 縦297mm×横210mm | 1か所につき 月額1,000円 |
| 運行時刻表 (2か所) | 時刻表指定箇所に 広告を印字 | 縦40mm×横85mm 以内 | 1か所につき 5,000円 (3,000部程 度) |

※ 運行時刻表については、ダイヤ等の変更等に合わせ、広告掲載の募集を行います。

別表第3（第3条及び第8条）

広告掲載位置、規格、広告掲載料（番号②）

| 広告掲載位置 | 掲載方法 | 規格 | 広告掲載料 |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| 車両右側面 (1か所) | 特殊フィルム貼付 | 縦 500 mm×横 700 mm 以内 | 月額 5,000 円 |
| 車両左側面 (1か所) | 特殊フィルム貼付 | 縦 500 mm×横 700 mm 以内 | 月額 5,000 円 |
| 乗車入口及び 降車出口付近 (2か所) | チラシの配架 (1回 100枚ま で) | A 4 縦 (縦 297 mm×横 210 mm) | 1か所につき 月額 1,000 円 |
| 運行時刻表 (2か所) | 時刻表指定箇所に 広告を印字 | 縦 40 mm×横 85 mm 以内 | 1か所につき 5,000 円 (3,000 部程 度) |

※ 運行時刻表については、ダイヤ等の変更等に合わせ、広告掲載の募集を行います。

別 記

第1号様式（第6条第1項）

大網白里市コミュニティバス広告掲載申込書

年 月 日

大網白里市長

様

住所又は所在地

法人・団体名称

代表者職氏名

連絡先

担当者名

大網白里市コミュニティバス広告掲載要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告名称

2 掲載内容

3 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 掲載車両

5 掲載希望位置

6 掲載料 円

7 市税等の納税確認について

市税等の納税状況について、市が保有する情報で確認することに
 同意する（同意される場合はに✓をしてください）

注）広告の掲載に当たっては、有料広告掲載要綱第3条第9号の規定により、大網白里市の市税等に滞納がないことが条件になりますので、同意していただく必要があります。

第2号様式（第7条）

大網白里市コミュニティバス広告掲載可否決定通知書

年 月 日

様

大網白里市長

大網白里市コミュニティバス広告掲載要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 掲載の可否 許可 ・ 不許可
- 2 広告名称
- 3 掲載内容
- 4 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 掲載車両
- 6 掲載位置
- 7 掲載料 円
- 8 備考（不許可の場合は、その理由）

第3号様式（第10条）

大網白里市コミュニティバス広告掲載許可取消通知書

年 月 日

様

大網白里市長

年 月 日付けで許可した広告掲載について、下記の理由により許可を取り消したので、大網白里市コミュニティバス広告掲載要綱第10条の規定により、通知します。

記

理由

第4号様式（第11条）

大網白里市コミュニティバス広告掲載中止申出書

年 月 日

大網白里市長

様

住所又は所在地

法人・団体名称

代表者職氏名

連絡先

担当者名

コミュニティバスの広告掲載を中止したいので、大網白里市コミュニティバス広告掲載要綱第11条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 広告掲載開始日 年 月 日

2 広告掲載中止日 年 月 日

3 広告名称

4 広告掲載位置

第5号様式（第13条第3項）

大網白里市コミュニティバス広告掲載料返還決定通知書

年 月 日

様

大網白里市長

大網白里市コミュニティバス広告掲載要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

| | | |
|--------|--------------|-----|
| 広告主 | 住所又は所在地 | |
| | 法人・団体名称 | |
| 返還対象期間 | 年 月 日～ 年 月 日 | 掲載分 |
| 返還可能額 | | 円 |

※ 返還金を受領するためには、別記第6号様式の提出が必要です。

第6号様式（第13条第4項）

大網白里市コミュニティバス広告掲載料返還請求書

年 月 日

大網白里市長 様

住所又は所在地

法人・団体名称

代表者職氏名 印

連絡先

担当者

大網白里市コミュニティバス広告掲載要綱第13条第4項の規定により、大網白里市コミュニティバス広告掲載料について、下記のとおり返還を請求します。

記

| | |
|--------|--|
| 返還対象期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 返還請求金額 | 円 |
| 振込金融機関 | 銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 労働金庫 本店 支店 支所 |
| 口座種目 | 普通・当座 |
| 口座番号 | |
| フリガナ | |
| 口座名義人 | |

備考

口座名義人は、申請者と同一の名義としてください。